

ふるさと思いやり寄付条例

平成19年3月19日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、新得町のもつ豊かな自然環境を後世に継承していくとともに、秘めた資源を活かしたまちづくりを進めるにあたり、ふるさと新得への想いを持ち、また共感する人々からの寄付金を財源に、その意志を具体化することによって特色あるふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 森林、水資源等環境保全に係る事業
- (2) 街並みの美化、景観の形成等に係る事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため、寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するために、ふるさと思いやり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は第2条各号に規定する事業のうちから、自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

- 2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち、前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、町長が事業を指定するものとする。
- 3 町長は、前項の指定を行った場合は、寄付者にその内容を報告しなければならない。

(寄付者への配慮)

第5条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分、その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

- 2 寄付者は、自らの意向により指定した事業に参加することができる。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された寄付金の額及び基金から生じる収入をもってこれに充てる。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 8 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 9 条 基金は、その設置の目的を達成するため、第 2 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 10 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、基金の運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。